

岩手県立図書館におけるデジタルサービス（電子図書館）

1 所蔵資料のデジタル化

(1) イーハトーブ岩手電子図書館

図書館の情報化に関する日本で初めての具体的な提言は、平成 10 年（1998 年）の「地域電子図書館構想」におけるものとされるが、当時の文部省は、既に平成 9 年から 3 か年計画で社会教育施設情報化・活性化推進事業を進めていた。

当館は、当該事業の委嘱を受けた 17 件の一つであり、8 名から成る専門委員会を立ち上げた上で、古文書（46 点）・古絵図（27 点）及び宮沢賢治（6 点）・石川啄木（9 点）関係資料のデジタル画像を作成し、「イーハトーブ岩手電子図書館」として、平成 12 年のホームページ開設と同時に情報発信を行うようになった。

(2) デジタルライブラリーいわて

当館は、新渡戸仙岳寄贈資料を中心豊富な歴史資料を収蔵しており、この保存と利用促進のためにデジタル化を続けてきた。しかし、予算が少ない現状ではその進捗は微々たるものであり、さらにデジタルライブラリーとしての公開はなされておらず、そのためのシステム構築も急務とされた。

こうした中、平成 22 年に国立国会図書館（NDL）が「公共図書館におけるデジタルアーカイブ推進会議」を設置し、各機関が保有する複数のデジタルアーカイブを一元的に検索できる仕組みを整えるなど、公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の充実に乗り出した。また、総務省においても「デジタル文明開化プロジェクト」と称して国内に眠る知的資産のデジタル化の推進に動いた。

こうした動きを受け、NDL と連携する形で、広く県民、さらには国内外の利用者に非来館型図書館サービスを提供することを目指し、財団法人図書館振興財団の平成 22 年度図書館運営助成事業に応募した結果、デジタル化する資料の価値が高いと評価され、助成を受けることとなった。

2 当館のデジタルサービス

(1) 来館型

ア オンライン系データベース

- ・ 岩手日報記事情報
- ・ 日経テレコン 21
- ・ 朝日新聞クロスサーチ・フォーライブラリー

- ・ ヨミダス歴史館
- ・ 官報情報検索サービス
- ・ 岩手県報オンライン版（県ホームページにリンク）
- ・ 河北新報データベースアカデミック版
- ・ 医中誌 Web
- ・ ジャパンナレッジ Lib

イ パッケージ系データベース

- ・ 岩手日報電子縮刷版（令和4年度～）
- ・ イーハトーブ岩手電子図書館（ホームページ掲載画像よりも高画質・高精度）
- ・ 大宅壮一文庫創刊号コレクション 日本の雑誌 大正編 1～3
- ・ 大宅壮一文庫雑誌記事索引目録 1988年～2008年
- ・ 学会年報・研究報告論文総覧 1945～2002
- ・ 野菜・果実の花図鑑
- ・ デジタルポプラディア（子供用百科事典）
- ・ 宇宙の謎に迫る
- ・ 岩手火山地質データベース

(2) 非来館型

ア イーハトーブ岩手電子図書館

所蔵する古文書（46種）・古絵図（27種）のデジタル画像及び宮沢賢治（6種）・石川啄木（9種）関係資料のデジタル画像

※ 順次、解像度を上げ「デジタルライブラリーいわて」に移行予定

→ 一部は移行済（古文書46種のうち10種、古絵図27種のうち3種）、残りは未定

イ デジタルライブラリーいわて

所蔵する貴重な古文書・古記録・古絵図等のデジタル画像

→ 閲覧するには、掲載資料一覧で資料名や郷土和本分類を確認後、検索フォームに入力が必要

※ 収録コンテンツは随時追加

→ 当該資料のデジタル化は、和本修理（すきはめ技法による）と交互に実施する2年ごとの事業であり、かつ予算僅少

ウ ウェブ展示室

過去に開催した企画展やミニ展示の一部を公開

3 現在のデジタルサービスに係る課題と対応策

(1) オンライン系データベースの拡充

平成24年度にビジネス支援の一環として導入した第一法規情報総合データベース「D1-Law.com」は、予算削減によって数年で購読を取り止めた。

→ 法令・判例・文献情報の提供は、あらゆる分野の課題解決に効果的なものであり、利用者から導入を希望する声が多い。レンタルサービスを充実させるためにも必須のデータベースと捉えており、4階に多目的な学習スペースを整備することに合わせた予算要求を考えたい。

(2) 郷土資料・貴重資料のデジタル化

「イーハトープ岩手電子図書館」と「デジタルライブラリーいわて」とが併存する上、操作性や機能が異なっており利用しづらい。また、コンテンツが僅少である。

→ 当館の独自色を発信するとともに、劣化資料の保存を図るために、既存システムの統合と遅々として進まない大量資料のデジタル化に取り組みたい。多額を要する事業化には外部資金の導入が不可欠であり、公益財団法人図書館振興財団が募集する提案型助成事業「郷土資料・貴重資料等のデジタル化および公開事業」又はデジタル推進に活用できる国の交付金への提案が考えられる。

4 図書館向け電子書籍サービス（狭義の電子図書館）

(1) 期待できる効果

ア 利用者が開館日、開館時間、天候や距離を気にすることなく電子書籍の検索、貸出（著作権法上は「公衆送信」に相当）、返却、閲覧が行える。

イ スクリーンリーダーを使用して、全盲の視覚障がい者の方でも操作が可能なテキスト版サイトの提供を受けられる。

ウ 音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能（リフロー型コンテンツ）によって、読書困難者や高齢者であっても本が読みやすくなる。

エ 電子書籍ならではの特色あるコンテンツを提供することができる。（紙の本では購入しづらい書き込み式の問題集等は、自動で書き込みが消えることから提供できるようになる。また、コンテンツによっては自動で採点可能なものもある。）

オ トラブルになりやすい資料の汚破損や弁償の心配がない。

カ デジタル化した独自資料の利用促進ツールになる。（プラットフォームを図書情報システムと連携させることにより、電子書籍サービスを利用する人が検索する中で閲覧される可能性が高まる。）

(2) 懸念される事項

ア 不十分なコンテンツ（絶対数の不足及び品ぞろえの偏り）

県立図書館は、県民の調査や研究に役立つ参考図書や専門書を所蔵する傾向があるが、吉井潤氏（都留文科大学等非常勤講師）の2021年調査結果において、県立8館を一つの図書館とみなした電子書籍の分類を見ると、一般的な公立図書館の所蔵傾向に近いものとなっている。一方、選書できるコンテンツの充実度についての同8館の回答は、市立図書館以上に「充実していない」とする割合が大きく（県立：87.5% > 市立：61.9%）、県立本来の方針や基準に沿った資料収集に支障があることを示していると考えられる。

イ 高額なコンテンツ

吉井潤氏の2021年調査結果において、選書できるコンテンツの価格について回答した県立8館のうち5館（62.5%）は、「妥当ではない」としている。

- ・電子書籍については、個人消費者向けには定価と同等かそれよりも安価に販売されており、図書館向けには定価より高い価格を設定することが一般的である。
- ・電子書籍サービスを受けるには、ベンダー（その背後には著者及び出版社が存在）との間で契約を締結する必要があるが、図書館が電子書籍を提供することに伴って生じる逸失利益をカバーするため、定価以上の価格や利用条件を設定することが可能となっている。
- ・公正取引委員会においては、ネットワークを通じて配信されるオンライン系電子書籍は、「物」ではなく「情報」として流通することから、著作物再販適用除外制度（定価販売）の対象にはならないとの見解を示している。

ウ 資料保存性が欠如又は脆弱

購入すれば図書館に残る紙の本とは異なり、電子書籍の購入は、その閲覧権が金銭の対価として付与される仕組みである。したがって、ベンダーとの契約が終了すれば閲覧は不可能となり、図書館の「資料を収集して保存する」という基本的な役割を果たせないことになる。買い切り方の電子書籍であったとしても、当該電子書籍に対応するプラットフォーム（動作環境）が失われるリスクを回避できず、絶対ではない。すなわち、保存性を確保するには電子書籍と同じタイトルの紙の本も同時に購入する必要があり、莫大な予算が必要となる。

(3) 対応の方向性

当館におけるデジタルサービスの方向性としては、電子書籍サービスを提供するのではなく、3に掲げた方向性で取り組みたい。